

改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

○改正法の概要

【概要】

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる規定を追加した。（附則第 11 条関係）

【改正経緯】

- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で約 400 万基残存。
- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約 6,000 件）
- そのまま放置をすれば生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性あり。
- 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 特定既存単独処理浄化槽の判断材料となるチェックシートやその評価方法を、省令に基づく指針（ガイドライン）として作成する。
- 法定検査の結果を基本としつつ、法定検査未受検の浄化槽も、浄化槽台帳整備や協議会による関係者の情報共有を通じて対象を絞り込み、行政の立入検査を通じて特定既存単独処理浄化槽の判断をしていく。
- 浄化槽管理者を含めた地域住民に、特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置の必要性について周知をしていく。
- 特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置を円滑に行うため、循環型社会形成推進交付金による財政支援措置制度を市町村に活用いただくように周知をしていく。

【具体的措置】

<省令事項>

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関して、環境大臣が指針を定めることができるものとする。

<周知事項>

（1）環境大臣が定める指針

- 特定既存単独処理浄化槽の判断材料となるチェックシートやその評価方法を含む指針

を示し、当該指針に基づき特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講じること。

- チェックシートにおいて、「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる事項（外形的状況、性能状況、周辺環境状況）ごとの項目を示す。
- 評価方法において、チェックシートに示す事項ごとの項目の判定を行い、総合的に評価を行うことで、「そのまま放置すれば生活環境及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」であるか否かの判断を行う考え方を示す。
- チェックシートに示す外形的状況や性能状況の判定にあたっては、対象となる単独処理浄化槽の様態や放流水質の状況より、措置の緊急性、補修の程度（除却、補修）、補修で済ませた場合の劣化に伴う再発の可能性等からみて行う。

（2）特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

- 特定既存単独処理浄化槽を把握するためには、指定検査機関による 11 条検査の結果が重要である。このため、単独処理浄化槽も 11 条検査の受検の義務付けがなされていることや今回の改正法の趣旨に鑑み、浄化槽管理者への受検の指導を徹底すること。
- 11 条検査の受検を行っている浄化槽については、指定検査機関による 11 条検査結果の都道府県等への報告（環境大臣が定める指針に示すチェックシートによる判定を含む）により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行い把握すること。
- 11 条検査の受検を行っていない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃）、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から、特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽をスクリーニングしたうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行い把握すること。

スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ぼつき型、腐敗槽等）の浄化槽について着目すること。
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
- 浄化槽の放流先の環境や水利用の状況、浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。
- 指定検査機関と情報を共有して、環境大臣が定める指針に示すチェックシートによる判定を行うべき浄化槽の選定を行うこと。
- 都道府県が清掃業者からの情報を収集する際には、清掃業者の許可を発出している市町村を通じて行うこと。

（3）浄化槽管理者を含めた地域住民への周知及び財政支援制度の活用

- 特定既存単独処理浄化槽は、その浄化槽の様態から見て周辺への環境負荷が大きく、生活環境及び公衆衛生にも重大な支障が生じるおそれがあることから、浄化槽管理者

のみならずその周辺の地域住民の方々に除却等の必要性について周知していくこと。

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、単独処理浄化槽の撤去費、合併処理浄化槽の設置工事費やその宅内配管工事に対する循環型社会形成推進交付金による支援措置制度により浄化槽管理者の自己負担の軽減がはかれることを浄化槽管理者に周知していくこと。
- 今後、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の除却・合併処理浄化槽への転換を助言・指導し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村は、環境省の宅内配管工事に対する補助制度を活用して、浄化槽管理者の自己負担の軽減に努めること。
- 一部の都道府県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取り組まれているところもある。都道府県は、これらの取組とも併せて、管内の市町村に対して浄化槽の設置工事費のみならず、単独処理浄化槽の撤去費や宅内配管工事に対する支援措置制度の活用を促すこと。

2. 浄化槽処理促進区域の指定

○改正法の概要

【趣旨】

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる」と規定した。（第12条の4関係）

【改正経緯】

- 平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省で、汚水処理施設に関する都道府県構想策定のためのマニュアルを策定。
- 今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 浄化槽処理促進区域が都道府県構想と整合している考え方を示す。
- 公共浄化槽を設置する場合には浄化槽処理促進区域を指定する必要がある。
- 浄化槽処理促進区域には、公共浄化槽だけでなく個人設置型浄化槽も整備が可能であることを示す。

【具体的措置】

<省令事項>

- 公告の方式を定める（市町村が実施するものであるため、特に方法を限定せず、市町村に委ねることとする）。

<周知事項>

（1）浄化槽処理促進区域の指定

- 市町村は、改正法の趣旨に鑑み、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を、積極的に浄化槽処理促進区域として指定すること。
- 浄化槽処理促進区域の概念に示される自然的経済的社会的条件の各要素の考え方としては、以下の内容が考えられること。
 - 自然的：自然環境（地形の起伏、河川・水路との位置関係等）からみて、浄化槽の特徴・利点を活かせるか。水環境の保全や自然環境（動植物・生物）の保全が求められているか。
 - 経済的：地域の状況からみて、集合処理方式との比較の中で浄化槽の設置がより効率的に整備できるか。
 - 社会的：水路や側溝、汚水処理施設の整備状況から見て浄化槽の特徴・利点を活かせるか。人口動態（密度、高齢化率、将来人口等）からみて、浄化槽の特徴・利点

を活かせるか。

- 浄化槽処理促進区域は、自然的経済的社会的条件の考え方からすると、都道府県構想に示す浄化槽整備区域に含まれることから、市町村は、その区域指定にあたって都道府県構想と整合を図るように行うとともに、生活排水処理計画に定める処理区域も浄化槽処理促進区域の指定と整合が図られるように必要に応じて見直すこと。
- 市町村は、公共浄化槽を整備する場合には、浄化槽処理促進区域を指定する必要があること。
- 浄化槽処理促進区域には、市町村による公共浄化槽の整備だけでなく浄化槽設置整備事業（個人設置型）による浄化槽整備が可能である。市町村は、その地域特性から、公共浄化槽又は浄化槽設置整備事業（個人設置型）による事業を選択して浄化槽の整備を積極的に進めること。

（2）都道府県との協議の手続き

- 都道府県は、浄化槽処理促進区域の指定に関して、市町村から申請の協議を受けた際は、「都道府県構想において浄化槽整備区域に該当する地域」と「浄化槽処理促進区域」について、整合が図られているか確認すること。
- 併せて、「浄化槽処理促進区域」と「市町村の生活排水処理基本計画に定める処理区域」についても整合が図られるように、生活排水処理基本計画も必要に応じて見直すように助言すること。
- 今後、都道府県構想において浄化槽整備区域の見直しが行われた時には、当該区域と整合した浄化槽処理促進区域の見直しが図られるように、都道府県は市町村に助言すること。

（3）汚水処理事業の適用

- 法律の施行後に、公共浄化槽（現在の市町村設置型浄化槽事業による浄化槽設置又は集落排水事業）の新規実施・拡張を行う場合は、あらかじめその浄化槽設置等を行う事業実施地域を含めて浄化槽処理促進区域として区域指定すること。
- 既存の集落排水事業の実施区域について浄化槽処理促進区域として指定をする場合には、既存の集落排水事業を改正法に基づく公共浄化槽の位置づけとして事業を行うこととなる。公共浄化槽として位置づけられることにより、改正法に基づく公共浄化槽の手続きが必要となることや集落排水事業の利用者に対して排水設備の接続等の規定が適用されること。
- 集落排水事業を行う市町村は、既存の集落排水事業の区域を浄化槽処理促進区域として行うか集落排水担当部局と調整のうえで、区域指定を行うこと。

3. 公共浄化槽制度の創設

○改正法の概要

【概要】

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）を規定した。（第2条第1項の2、第12条の5～第12条の17関係）

【改正経緯】

- 環境省は、戸別設置を原則として昭和62年より浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施。平成6年度から、浄化槽市町村整備推進事業（市町村が浄化槽の設置・維持管理の主体となり、受益者となる住民からの分担金や使用料により事業費を賄う公営企業として実施）を実施している。
- 今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ。
（市町村設置型浄化槽整備事業は176市町村、集落排水事業は891市町村で5,004事業実施）
- 循環交付金の交付においては、公共浄化槽や、PFI等の民間活用を行うもの、公営企業会計の導入により持続的な経営に取り組む市町村に対して重点的に支援を実施している。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 既存の浄化槽法の設置手続きや他の公共施設の手続きや考え方を参考に以下の事項について、省令や告示、施行通知で示す。
 - ▶ 設置計画において定めるべき事項
 - ▶ 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者等の同意手続き
 - ▶ 都道府県知事や特定行政庁の協議手続き
 - ▶ 既設の私有の浄化槽について市町村が自ら管理する場合の同意手続き
 - ▶ 接続の廃止の手続き 等
- 浄化槽は分散型汚水処理施設であり、公共浄化槽の整備手法は各戸設置を基本としつつ、狭小家屋が密集するなどの地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽も組み合わせて柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めることを示す。

【具体的措置】

<省令事項>

- 設置計画は、浄化槽法に定める水質基準及び構造基準に適合したものとするとともに、浄化槽に附帯して管路施設を設置する場合には、別途告示において定める基準に適合したものとすること。

- 設置計画には、設置場所、種類、規模及び能力、設置の予定年月日の他、放流先又は放流方法、付近の見取図、浄化槽に附帯して管路施設を設置する場合には当該管路施設の概要を定めるものとする。
- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者等の同意手続は、設置計画の概要を文書で説明し、書面により同意を得ること。
- 都道府県知事や特定行政庁の協議は、当該浄化槽に接続する建築物の用途及び延べ面積、処理対象人員及び算出根拠等を記載した書類を添付して行うこと。
- 既設の私有の浄化槽について市町村が管理しようとするときは、書面により同意を得ること。
- 排水設備の設置の承認は、接続しようとする建築物の所在地、処理対象人員等を記載した書面を提出して行うこと。
- 使用開始の届出は、使用開始年月日を記載した書面を提出して行うこと。
- 接続廃止の届出は、建築物の撤去予定年月日を記載した書面を提出して行うこと。

<周知事項>

(1) 公共浄化槽制度の創設

- 公共浄化槽とは、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」であること。
- 市町村が設置主体となることで、維持管理が徹底され良好な放流水質を確保できることや設置に関する住民負担の軽減にもつながるメリットがあること、また、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進めやすくなる特徴を生かし、改正法において「公共浄化槽」を新たに定義して設置計画の策定制度や公共浄化槽を設置することに事前に同意した者への公共浄化槽の使用・接続の義務等の制度が規定されたこと。
- 市町村が、市町村設置型浄化槽整備事業を実施する場合において、これらの浄化槽を設置するエリアが浄化槽処理促進区域に含まれる場合は、法定の手続きに則り、公共浄化槽として設置すること。

(2) 公共浄化槽設置計画制度

- 設置計画の内容は、設置場所、種類、規模及び能力、設置の予定年月日の他、放流先又は放流方法、付近の見取図等であり、法第5条の設置の届出に準ずるものである。このため、数年を見通した中長期的な整備計画ではなく、設置する浄化槽毎の内容を含めた具体的な設置計画を示すものであること。
- 工事を実施する年度毎や月毎等、市町村ごとの工事の施工計画や施行実施の進め方の実情等に応じて、一定期間の間に同意を取得した方を対象とした設置計画とすることも可能であること。ただし、同意を得て初めて設置計画としての法的効果が生じるものであり、同意を得ていない部分については、接続義務等はいかからないこと。
- 法第12条の5第3項の規定に基づく設置計画の同意取得の手続は、書面により行うこととなるが、特に書面の様式を定めるものではないことから、市町村設置型浄化槽整

備に当たって既存の様式が定められている地方公共団体においては、既存の様式を活用して差し支えないこと。同意取得の際には、公共浄化槽の特徴や使用上の留意点も含めて設置計画の概要の説明に努めること。

- 法第 12 条の 5 第 4 項の規定に基づき、都道府県知事及び特定行政庁に協議をし、設置計画の同意を得たときは、法第 5 条第 1 項の規定による届出及び同条第 4 項ただし書に規定する通知があったものとみなされること。

(3) 地方公共団体以外の者が所有する浄化槽であって市町村が管理する公共浄化槽

- 法第 12 条の 6 の規定は、既設浄化槽の寄附、寄贈（所有権が市町村に移る）の他、管理組合等が設置した浄化槽を、所有権は移さずに市町村が管理する場合が想定される。
- 既設の私有の浄化槽の管理手続は、特に様式を定めるものではないことから、条例において定められている市町村への寄附等の手続が文書で行われているものである限り、特段現行の手続を変更する必要はないこと。

(4) 排水設備の設置等

- 建築物の所有者が設置する排水設備の設置にあたっては、各市町村の条例に則って、適切な構造の排水設備が設置されるようにすること。
- 法第 12 条の 8 第 4 項において、市町村は、排水設備を設置する者、くみ取り便所を水洗便所に改善しようとする者に対して、必要な融資、助成金の交付等の援助に努めるべきであるとしたこと。
- 法第 12 条の 8 第 5 項において、国は排水設備を設置する者、くみ取り便所を水洗便所についての助成を行っている市町村に対して、必要な資金の融資等の援助に努めるべきこととしている。
- 設置計画作成後に新たに建築物からの排水を公共浄化槽に接続しようとするときは、受け入れても処理性能上問題がないかどうか、法第 12 条の 10 に基づき市町村が承認する際に判断すること。

(5) 公共浄化槽整備事業の実施について

- 公共浄化槽事業を行う市町村は、法 12 条の 14 第 2 項の原則に基づき適切な料金を設定するとともに、PFI 等の民間活用によるコスト縮減や汚水処理サービスとしての公共浄化槽の経営状況について適切に把握するために公営企業会計の適用を進めるとともに、事業の実施内容について市民に周知すること。
- 公共浄化槽における浄化槽整備手法については、各戸設置型浄化槽（1 戸に 1 基の浄化槽を設置）及び共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を 1 基の浄化槽で処理するもの。）がある。浄化槽は分散型汚水処理施設であり、従来から各戸設置を基本として行われてきたところであるが、公共浄化槽の整備にあたっては、狭小家屋が密集するなどの地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を 1 基の浄化槽で処理するもの）も組み合わせる柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めること。なお、自然的社会的経済的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うこと。

- 公共浄化槽の清掃により収集した汚泥は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法に基づき市町村の統括的な責任のもとで適正処理に努めること。

(6) 既存施設の扱い

- 既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽及び集落排水施設については、新たに公共浄化槽の設置計画を定める必要はなく、その場合は従来の浄化槽法の規定により事業を継続することになること。
- 法施行後に、市町村が浄化槽処理促進区域を指定する際に、既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含める場合には、改正法附則第2条により、みなし公共浄化槽として位置づけられ、公共浄化槽の各種規定が適用されること。

4. 使用の休止の届出の創設

○改正法の概要

【概要】

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加、浄化槽の使用の再開についても届出義務を規定したもの。(第11条の2、第10条第1項及び第11条第1項関係)

【改正の背景】

- 平成30年3月現在、休止届を条例や規則で設定している都道府県数は16、市町村数は335である。
- 浄化槽を休止するにあたっての清掃の実施や休止中の浄化槽法の維持管理に関する法律の適用の明確化が課題。
- 浄化槽台帳システムの導入と併せて、休止届の制度の導入により、浄化槽の管理の指導についてよりきめ細かく対応可能。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 休止届が必要となる休止の定義について明確にする。
- 休止前、再開後の保守点検や清掃の扱いについて明確にする。

【具体的措置】

<省令事項>

- 通常の清掃とは異なる点(汚泥等の引き出しは全量、洗浄に使用した水の再利用の禁止、水道水等を使用して張り水を行うこと)について、浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に記載する。
- 休止の届出様式を定め、休止予定年月日(電気又は水道の使用を休止する予定年月日等)、消毒剤の撤去等を記載事項とする。届出には、清掃の記録を添付する。
- 再開の届出様式を定め、使用再開年月日等を記載事項とする。
- 再開にあたって保守点検を実施した場合には、法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

<周知事項>

- 休止手続きは、清掃を要件として浄化槽使用者の任意の届出により法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組みであること。
- 別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに法定検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用態に応じて個別に判断されるもの。ただし、浄化槽の使用休止期間

が長期間に及ぶ場合は、法定検査・保守点検・清掃の実施に関する負担が大きいことのみならず、これらの実施を怠る場合は浄化槽の処理機能への影響も懸念される。

このことから、休止届が必要となりうる休止期間の標準的な目安を「一年以上」としつつ、浄化槽使用者の使用様態に応じて休止届を受理すること。一方、家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止扱いとして休止届を受理すること。

- 再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましく、保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなすこと。
- 休止・再開手続きは管理者が行うものであるが、休止前の清掃を行った清掃業者や消毒剤の撤去を行った保守点検業者が、管理者の了解の上で代行することは可能であること。

5. 浄化槽台帳整備

○改正法の概要

【概要】

都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成および保管を義務化した。(第49条関係)

【改正経緯】

- 11条検査の受検率は約40%と非常に低い状況。
- 浄化槽の適正管理を図るためには、行政が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等の把握している情報も併せて一元的に把握することがのぞましい。
- 浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の転換も含めた浄化槽整備、定期検査の受検の指導等を行うことが可能。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、浄化槽台帳の記載事項を定める。
- 都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努める。
- 台帳作成や管理は、指定検査機関等への委託を可能とする。
- 台帳における個人情報情報は適切に取扱う。

【具体的措置】

<省令事項>

- 浄化槽台帳の記載事項は、法で定めた7条検査、11条検査の実施状況に加えて、設置届出年月日等の設置に関する情報、使用開始年月日等の使用に関する情報、保守点検の実施状況に関する事項、清掃の実施状況に関する事項、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項とする。
- 浄化槽台帳の更新について、都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めること。
- 台帳作成や管理を指定検査機関その他適正な者に委託できることを定める。

<周知事項>

(1) 台帳の整備項目

- 改正の趣旨からすると、設置の情報のみならず管理の情報も統合して、行政による指導のもとで浄化槽の管理の向上を目指すことが必要であるため、法定検査、保守点検、清掃の情報も収集して、統合できる台帳の整備を進める必要がある。このことから、台帳整備の整備項目については、法令で定める記載事項ごとに以下の内容を含め

ること。

- ▶ 設置状況（浄化槽 ID（浄化槽番号）、浄化槽設置届出日、設置場所の地名地番、設置者電話番号、浄化槽型式名、浄化槽メーカー、方式名、処理の対象（①単独②合併）、建築物用途、処理対象人員、BOD 除去率（%）、処理水 BOD（mg/L）、河川・側溝・地下浸透等の放流先 等）
 - ▶ 使用状況（浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名、浄化槽使用開始年月日、浄化槽使用廃止年月日、廃止の理由 等）
 - ▶ 7 条検査の実施状況（検査日、工事業者名、検査結果、（7 条検査不適正の場合）その原因 等）
 - ▶ 11 条検査の実施状況（検査日、検査結果、（11 条検査不適正の場合）その原因 等）
 - ▶ 保守点検の実施状況（保守点検実施日、保守点検業者名、点検記録、水質に関する情報 等）
 - ▶ 清掃の実施状況（清掃実施日、清掃業者名、清掃記録、水質に関する情報 等）
 - ▶ その他（下水道台帳との突合や空家情報等からみた使用実態に関する情報 等）
- 上記に記した整備項目以外にも地域の状況に応じて独自の項目を追加することや GIS 機能を搭載したより正確な台帳システムを整備することでより質の高い浄化槽台帳の整備をすることに努めること。

（2）浄化槽に関する情報収集及び台帳への反映

- 浄化槽法第 49 条第 2 項により、都道府県知事は、行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者から浄化槽に関する情報を収集することが可能であることから、都道府県は、協議会などを通じ、保守点検や清掃の情報に関して関係機関に協力を求め情報を集積して浄化槽台帳の整備を行うこと。
- また、同項により、不動産登記簿謄本や住民票情報、電気事業者からの電気の使用状況などの情報を収集することも可能であることから、浄化槽の使用に関する正確な情報収集に努めること。
- 浄化槽台帳整備の過程において、無届浄化槽を把握した場合においては設置届出の徴収に努めるとともに、行政の職務権限で浄化槽に関する情報を可能な範囲で収集し、無届浄化槽であることがわかるようにした上で台帳に記載すること。
- 下水道台帳・し尿収集履歴との突合や管理者不明の空き家等、関係機関への情報収集からみて使用実態がなく、今後もその使用が見込まれないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとすること。

（3）浄化槽台帳の質の確保

- 都道府県知事は、少なくとも 11 条検査の実施に合わせて年 1 回は情報更新に努めること。
- 浄化槽台帳整備にあたり、法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については法施行から 3 年を目途に整備に努めること。

(4) 浄化槽台帳の委託の取扱い

- 浄化槽台帳の作成事務の一部について指定検査機関その他当該事務を適切かつ確実に実施することができるものに委託して行うことができるが、関係機関への情報収集の依頼については、都道府県知事が行うこと。
- 受託者は個人情報を適切に取り扱うこと。都道府県知事は、委託にあたって個人情報保護の適切な取扱いを契約書に明記するほか、委託先の監督に努めること。
- 浄化槽法に基づく委託とは別に、都道府県は浄化槽台帳の事務を地方自治法に基づき市町村へ権限委譲することは可能であること。
- 関係機関への情報提供について、台帳情報を第三者に提供する行為については、個人情報保護条例に沿った対応を行うこと。協議会において台帳情報を取り扱う場合には、その情報が外部に漏洩することがないように、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【将来的な課題】

- 浄化槽管理の高度化、施策展開活用に資する浄化槽台帳ビッグデータの活用
- 浄化槽への電子タグの付与、維持管理等のワンストップサービス、統計処理された情報のオープンデータ化の検討

6. 協議会

○改正法の概要

【概要】

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定を追加した。(第54条関係)

【改正経緯】

- 現在、全国的に様々な形態で行政と検査機関と浄化槽協会等の関係者で構成される会合を設置されている。
- 単独処理浄化槽の転換を含めた浄化槽の施設整備、浄化槽台帳の整備及び運営、浄化槽ユーザーの浄化槽の適切な管理の実施とその支援等について、関係者の議論による連携や地域の実情に応じた取り組みを実施。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 都道府県及び市町村が地域の実情にあった「目的の設定」、「構成員の設定」等を行い、協議会を通して各種施策を実施するよう促す。

【具体的措置】

<省令事項>

- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めること。

<周知事項>

- 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないこととした。
- 協議会の組織を行う際には、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、管内の浄化槽等の関係団体と協議すること。
- 既存の任意の協議会を改正法に基づく法定協議会とすることも可能であること。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱(案)の例示に限らず、目的、構成員、業務を柔軟に設定できること。
- 構成員については、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とすることも可能であるとともに、都道府県又は市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることが可能であること。
- 協議会の設置要綱(案)の例示
 - 目的(浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進 等各協議会において検討)

- 業務（一例として：浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断、浄化槽処理促進区域の指定、その他目的を達成するために必要な事業 等各協議会において検討）
- 構成員（一例として：都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者 等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討）
- その他 協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること 等
- 協議会における協議の過程で浄化槽の所有者等の氏名、住所などの情報が外部に漏えいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

○改正法の概要

【概要】

保守点検業の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加した。(第48条第2項関係)

【改正経緯】

- 浄化槽の保守点検の業務は、都道府県・保健所設置市は、条例によって浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができるとしている。
- 浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要。

○施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 登録の際に求める研修事項及び頻度の基本的な考え方を示す。
- 講習会の実施体制が確保されていない都道府県等の体制（都道府県単位若しくは広域的）の構築に対する支援のあり方を示す。
- 条例で定めるべき基本的事項に関して例示する。
- 来年4月からの施行に向けて、都道府県は来年当初に条例等の改正や研修体制の確保を行う必要があるため、今回の改正事項の中でもとりわけ先んじて周知していく。

【具体的措置】

<周知事項>

(1) 研修の機会の確保

- 改正法の趣旨に鑑み、保守点検を業とする者の登録に関する条例において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにすること。
- 条例における措置の方法（研修の頻度）については、保守点検業の登録要件として浄化槽管理士の研修受講を要件（受講証明書等の添付を義務付け）とする場合や、業の登録期間内に1回以上の受講を義務づけること等が考えられる。
- 条例における規定の定め方としての技術的助言として、例示する。
 - 保守点検業者の登録の要件に、設置する浄化槽管理士が都道府県の指定する研修の受講を加えること。
 - 登録した保守点検業者に設置する浄化槽管理士が都道府県の指定する研修を受講することを義務づけること。

(2) 研修事項

- 研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項が

ある。

- 研修内容は、a) 地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況・法定検査の結果）、b) 浄化槽行政の動向、c) 浄化槽の構造と機能、d) 浄化槽の保守点検と清掃、e) その他（各地域に応じて研修すべき内容を実施）とすること。
- 浄化槽管理士の国家資格の指定機関である日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に対して、全国統一的に講習すべき事項（b）からd))の教材が協力して作成を行うことや、都道府県及び地方関係団体の要請に応じて教材の提供や講師の派遣等の協力をするように要請する。
- 都道府県は、地方関係団体と協議したうえで、日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に協力を求めて、全国統一的に講習すべき事項に加えて各地域に応じて研修すべき内容も含めた教材とするように取り組むこと。

（3）研修体制の確保

- 都道府県において地方関係団体等が主体となって浄化槽管理士に対する研修の機会が確保される場合は、その研修体制を活用することで差し支えない。また、管内の保健所設置市や近隣の都道府県と連携した研修体制を構築することも差し支えない。
- 研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県においては、新たに体制を構築する必要がある。このため、環境省が、日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に対して、当該都道府県及びその周辺都道府県と合わせた地域ブロック単位の広域的な地域を対象とした研修体制を構築できるように要請するので、都道府県は地方関係団体等と連携して、日本環境整備教育センターや全国浄化槽団体連合会に協力して体制を構築すること。

【将来的な課題】

- eラーニングなどの研修体制の構築
- 浄化槽清掃技術者、浄化槽設備士に対する研修機会の確保